



様式第5号（第5条関係）

令和8年3月19日

益田市議会議長
佐々木 恵二 様

議員 阿知波 武雄

益田市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、下記のとおり提出します。

令和7年度政務活動費収支報告書

1 収 入
政務活動費 120,000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	83,433	砂防会館、カツデン株式会社
研 修 費	10,000	議員の資質向上と議会運営の基本 (自治体議会研究所)
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計	93,433	

3 残 額 26,567 円 /

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

政務活動費支出報告（調査研究費）

視 察 先	1. 砂防会館 2. カツデン株式会社								
調 査 日	令和7年11月5日（水曜日）～11月7日（金曜日） （視察日：令和7年11月5日（水曜日）、6日（木曜日））								
視察内容	1. 益田市の課題など今後に対する要望活動 2. 益田市への企業誘致（本社カツデン株式会社）視察訪問								
経 費	<table> <tr> <td>交通費 宿泊代</td><td>79,900 円</td></tr> <tr> <td>タクシー代</td><td>2,800 円</td></tr> <tr> <td>土産代</td><td>733 円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>83,433 円</td></tr> </table>	交通費 宿泊代	79,900 円	タクシー代	2,800 円	土産代	733 円	合 計	83,433 円
交通費 宿泊代	79,900 円								
タクシー代	2,800 円								
土産代	733 円								
合 計	83,433 円								
所 感	1. 砂防会館 早期整備・早期完成の要望書を提出 ① グリーンライン90の整備促進について、1市2町の合併から20年が経過し、この間着実な道路整備によって、移動時間の短縮、通行の安全性が確保され、すべての利用者にとって快適な空間であり、特に救急搬送にとっての時間短縮は命をつなぐ道として、その効果は絶大です。一般国道488号線の未整備区間の全線完成について引き続き要望。 ② 元町人麿線の整備促進について、国道9号の幹線機能を代替する道路として当市発展に欠くことのできない道路です。現在都市計画道路元町人麿線は3区間に分割して整備中ですが、道は繋がってこそ効果を最大限発揮できます。中心市街地の発展と、地域の活性化に資する都市内線道路として早期整備を引き続き要望。 2. カツデン株式会社本社視察訪問 ① 事業内容 ○住宅用階段・らせん階段の製造販売 ○住宅用ベランダ、手すりの製造販売 ○住宅関連製品の製造販売 ○サイクルスタンド・車止め関連の製造販売 ○薪ストーブの製造								

② 「美しく快適な空間づくり」と経営理念

1958年の創業以来テレビアンテナ・アルミ手すり・スチール階段・サイクルスタンド・薪ストーブと金属加工を軸として、時代のニーズに合わせニッチ市場ながらそれぞれのトップに立つ戦略で永続。

2020年には、西日本の生産拠点として島根益田工場を建設し、日本全国への供給体制も整った。

会社独自のユニークな商品開発を進め経営理念の中核にある「美しく快適な空間づくり」を実現することでよりよい社会づくりに貢献してきている。

③ 経営理念

社員と取引先が会社の最大の財産である事を深く認識し、その価値を高める「全員経営」を行う。

地球に共存する生命体として自然を愛し地球環境の保全に努め「社会の発展に寄与」する。

《所感》

当市において完成商品を購入し大変喜んでおられます。会社も市民が利用する必要性を検討され、製品完成に努力されている。視察訪問を通して「モノづくりへのこだわり」

テレビアンテナからはじまり、アルミ手すり、スチール階段と続いて製品を作成されています。当市も購入されて、利用する人が増えている。このことは会社、当市にとっても有効であると考えられる。

会社は新しい物作りに取り組み会社の繁栄に努力している。採用された従業員は気持ちよく働いている。会社はさらに採用したいと考えている。

当市にとっては誘致企業として更なる会社の発展を願っています。

領 収 書



阿知波 武雄 様

金 額		千	円
¥	79,900		

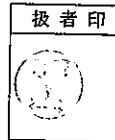
(10%対象 税込 79,900 内消費税 7,263)
(8%対象 税込 内消費税)
(消費税対象外・非課税)

内 訳

旅費 及び 宿泊費

上記金額正に領収致しました

令和 7 年 10 月 24 日



株式会社石見エアサービス

益田市駅前町 17 番

No. 0002012

登録番号 T4-2800-0100-4976

社印および扱者印のないものは無効です

毎度ありがとうございます

領収書
No.7786
現・チ・ク・割引
日付'25年11月06日
車番 0267
メータ運賃
¥4,200円
合計金額
¥4,200円
上記の通り領収致しました

消費税率 10%
登録番号: T5011501001290
(株) グリーンキヤブ赤羽
115-0051
北区浮間 5-4-43
お忘れ物は
TEL 03-5948-7288
ご意見、ご要望は
TEL 03-3205-6622
タクシーのご利用は
TEL 03-3203-8181

御菓子司
田中屋
益田店
島根県益田市あけぼの西町10-15
TEL: 0856-22-3462

* お買い上げ有難うございます *

2025年11月4日(火)

和生菓子 ※
2 x @1,100 = ¥2,200内

小計 ¥2,200
内税対象額 8% ¥2,200
(内税額 8% ¥163)

商品点数: 2

合計 ¥2,200
現金 ¥2,200
お釣り ¥0

注) ※印は軽減税率(8%)適用商品
午前11時40分
0001#00007 担当者 O1
事業者 10172231322

÷3人 = 1人当り
733円

領収証
(チケット・カード・クーポン)
2025年11月07日 6162号
無線番号
乗車料金 ¥4200円
合計 4200円
消費税 10.0%
飛鳥交通第二株式会社 登録番号:T5011401000211
飛鳥交通第二
お忘れ物は、忘れ物係サービスデスクへ
or 電話55み、Lineからお問い合わせ
その後はカスタマーサポートデスクへ
TEL:050(3173)9200 平日9:00~17:00

1人当り
÷3人 = 1400円

÷3人 = 1人当り
1400円

政務活動費支出報告（研修費）

研修名	議員の資質向上と議会運営の基本													
研修日	令和7年7月16日													
主催者	自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣													
経 費	<table><tr><td>負担金等</td><td>10,000 円</td><td>会場費</td><td>円</td></tr><tr><td>交通費</td><td>円</td><td>講師謝金</td><td>円</td></tr><tr><td>宿泊費</td><td>円</td><td>合計</td><td>10,000 円</td></tr></table>		負担金等	10,000 円	会場費	円	交通費	円	講師謝金	円	宿泊費	円	合計	10,000 円
負担金等	10,000 円	会場費	円											
交通費	円	講師謝金	円											
宿泊費	円	合計	10,000 円											
所 感	・自己研修することにより議員としての役割は何であるかが理解できた。 ・今後、市民生活の調査研究に努力し、少しでも市民の期待に応えるよう努力していきたい。 ・これを機会に積極的に研修会に参加し自己研修に努めたい。													

領 収 書

阿知波武雄 様

金 10,000 円

上記正に領収いたしました。

ただし、自治体議会特別セミナー受講料として。

令和7年7月16日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）

代表 高 沖 秀 宣



+2025 年 7 月 16 日 (水)

2025 年 新人議員特別セミナー in 浜田

『議員の資質向上と議会運営の基本』

《改革の底辺から底辺の改革へ》

自治体議会研究所

(松江市議会の HP から)

市議会と市長

市議会は市政を進めていくうえで大切なことから決める議決機関です。

一方、実際の市政を進めていくのは市長です。こちらは執行機関といいます。

たとえば市長が新しい事業をおこなうための予算を提案しても、市議会の議決がなければ執行することはできません。市議会と市長の関係はよく車の両輪にたとえられ、両者はお互いに独立した立場にあって、協力しながら、市民にとってよりよい市政をめざしています。

◎ 「議会は議決機関」という根拠は何か？

◎ 「議会と市長は車の両輪」の意味を間違えないように！

○憲法 93 条 議事機関として議会を設置する。

→審議する、熟議する機関 (deliberative organs)

地方自治法の一部を改正する法律 (2023 年 5 月 8 日公布)

第 89 条第 1 項に「議会は、議事機関」と明確に規定された

議会とは何か？

日本国憲法第 93 条及び地方自治法第 89 条等に基づき地方公共団体に設置される議事機関です。

失火

292あ.

【憲法】

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

・「議事機関」とは？⇒（HP には、「議決機関」と呼ばれています？）

【地方自治法】

第 89 条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

⇒ その職務とは、何か？⇒具体的には、議会基本条例に

⇒ この規定を受けて、各議会は、具体的な対応を考えるべき
行動のルール を制定すべき 政治倫理条例

住民の代表機関であり、議決機関ともいわれるが、執行機関側の意見
合議制の住民代表機関であるから、多様な民意の反映が求められており、
議会は、いかに「民意」を反映できるかが大きな課題とされる。

○議決機関としての議会の権能

・地方自治法（第 96 条第 1 項）の議決権が最も基本的で本質的
条例の制定や予算の議決など

⇒議決によって自治体意思が決定される ⇒ 団体意思の決定機能

条例
市
決算
審判
改

○長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能

⇒ それぞれ直接住民を代表する機関である議会と長が、
相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づくもの
⇒憲法上、いわゆる「二元代表制」が要請されている。

議会は、住民の代表機関といった立場から、当該自治体の行政全般にわたる監視機能を果たすことが求められる。

決算の認定についても、執行機関の事務執行に対する監視機能を担う議会の重要な権能であると位置づけられる。

○議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。

議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正の動議、
専門的事項に係る調査、条例の制定改廃や予算の議決権等

⇒ 議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し、地方自治体の自己決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮が求められている。

自治体議会としては、次の2つの機能が重要とされている。

◎執行機関の監視・評価機能

◎議会からの政策形成機能

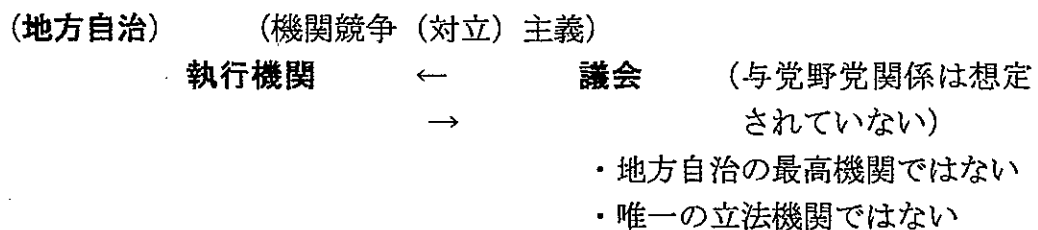
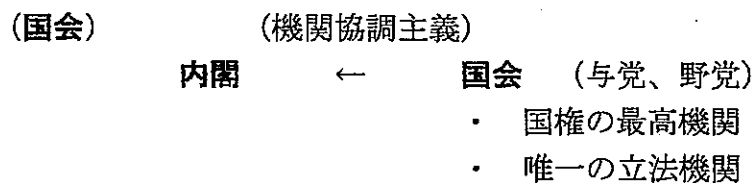
ただし、政策形成機能の強化は、消極的な議会が多い。

Ⅱ 議会運営の基本

「二元代表制」について

→ 憲法上、地方公共団体の長と議会の二元主義が採用されていると
一般に理解されている → 二元代表制

- ・ 与党(政権党)・野党関係は生じない制度であるが、実態は？



《二元代表制における議会の役割をどう捉えるか？》

議会は、首長を支援する・支持する役割を住民は期待しているか？

⇒ 議会は、首長の追認機関ではない!!

議会は、首長とは、立場や役割が異なる ⇒ 二元代表制の意義

何をするための議会なのか？ 議会の存在意義は何か？

《「二元代表制」は機能しているか？》

Ⅲ 通年制議会について

《「通年制議会」を導入したことによって、議会力はアップしたか？》

通年議会は、議員同士の議論を重視する点にその神髄はある

2024 年 1 月 1 日現在（町村は 2023 年 7 月 1 日現在）

- i) 地方自治法 102 条の 2 第 1 項の規定により、通年会期制を採用している議会は、栃木県と 14 市（久慈市、福島市、柏崎市、秦野市、厚木市、常総市、坂東市、鳥羽市、四条畷市、守山市、丹波篠山市、浜田市、小松島市、三好市）、30 町村

- ii) 地方自治法 102 条 2 項の定例会を条例で年 1 回と定めている議会は、三重県、滋賀県と 42 市（根室市、宮古市、北上市、一関市、滝沢市、登米市、会津若松市、伊達市、南砺市、金沢市、七尾市、白山市、青梅市、あきる野市、文京区、墨田区、荒川区、相模原市、横須賀市、守谷市、矢板市、那須塩原市、久喜市、鎌ヶ谷市、藤枝市、犬山市、豊明市、四日市市、伊賀市、鈴鹿市、名張市、枚方市、大東市、大阪狭山市、京都市、亀岡市、大津市、長浜市、安来市、土佐清水市、香美市、壱岐市）、38 町村

通年議会の主なメリット

- 1 いつでも会議を開くことができるため、より慎重な議案審議や、専門的な調査を行うことができます。

- 2.委員会を必要に応じて開催できるので、調査研究活動や議員間の討議の活発化が期待できます。

- 3.市政に対する監視機能や政策立案の機能が強化できます。

- 4.市長や議員が必要に応じて、議案を提出できます。

- 5.市長が提出する議案などを年間を通して審議することができるため、市長の専決処分を必要最小限に抑制することができます。

IV 政策提案の原点

(1) 予算修正

- ・ 予算の議決科目は、「款」「項」⇒修正案は「款・項の金額の修正」
実際には、「目」以下での金額の変更が修正理由となるので、事項別明細書の修正を説明資料として添付する。

・ 予算の増額修正

議会は、増額修正できるが、長の予算の提出の権限を侵すことはできない
⇒ 事前に、議会と長の間で調整を行い、妥当な結論を見出すこと

- ・ 長の予算提出権の侵害かどうかは、長が判断し、再議してくる可能性あり
⇒ 議会が、3分の2以上で再可決すれば、議決は確定する

(2) 政策提言書等の作成

- ・ 常任委員会で所管事項の調査の中に、委員会として独自のテーマを選出して調査を行い、委員会視察などを行いながら、テーマの解決策として政策提言書の作成か、場合によっては、政策条例の提案を行う。

(3) 政策条例の提案

テーマを決めて議員間討議を行うために、特別委員会や政策討論会等を設置する。特別委員会には、執行部も加わるため、テーマに関する調査の過程で執行部から資料や情報の提供を受け、政策条例の条文案を検討していく。政策条例を作成するためには法制的技術も必要なため、このために条文案を示して、執行部からの意見も提出させて条文案を精査していく。

特別委員会として政策条例を委員会が主体となって作成していくので、条例案が提案されても長からの異議はなく、可決されても再議の可能性も考えにくい。

※ 奥州市議会「政策立案等に関するガイドライン」

- ・ 政策立案：市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組に関する条例案を議会に提案すること
- ・ 政策提言：市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を提言書としてまとめ、市長等に対し、この提言書の提出をもって提案すること。

【参考】(浜田市議会) 議会基本条例を基軸とした政策形成サイクル
(政策提言の手法)

- ① 「自由討議」、「政策討論会」といった議会内部での議論の場
- ② 「重要案件の意見交換会」「議会報告会」といった市民等との意見交換の場
- ③ 各種委員会活動の場

この 3 つのステージをそれら意見の受け皿として位置づけ、
議会内で議論し、議員間の合意形成と市民への説明責任を図り、
政策提言や政策提案につなげ、市政に反映させていく。

V 議員力・議会力の強化

《加須市議会基本条例》

(定義)

第 2 条

- (3) 議会力 市長等に対する監視機能を十分に果たすとともに、
政策立案及び政策提言を議員間で共有し、議会全体の政策資源と
して、市民のためのより良い政策とする力及びその政策実現に向
けた総合的な活動をいう。
- (4) 議員力 地域の課題を把握し、その解決を目指して調査し、
及び政策を構想する能力並びにその活動をいう。

⇒ 政策立案・政策提言を議員間で共有できるか？

《議会改革とは何か？》

- 議会改革とは、二代表制を追求することではないか？
(二代表制を実質化していくこと)

・議会が二代表制の下で、議会の役割を十分に発揮するために、そ
の 機能を強化すること ⇒ 「議会力の強化」

- ・ 一人の議員の意見は、議会の意見ではない
- ⇒ 「機関としての議会」が実現されているか？
- ⇒ 「二元代表制」が実践されているか？

《議会改革度を測る基準》

(例) 早稲田デモクラシー創造研究所「地域経営のための議会改革度調査」

(調査の観点) 議会が果たすべき役割として3つの柱

- (1) 政策力の強化 (新しい技術も活用しながら、政策形成・政策提言を議会として行う)
- (2) 主権者の参画 (主権者である住民の意見を政策に反映させる仕組みの構築と実践)
- (3) 議会機能の強化 (二元代表制の一翼を担う機関として、事務局を含めた議会全体の機能の強化)

○ 島根県・議会改革度ランキング 2024

(政策力の強化) (主権者の参画) (議会機能の強化)

浜田市議会 (2位)	16	1	17
美郷町議会 (179位)	149	199	299
島根県議会 (268位)	222	(300位以下)	70
江津市議会 (268位)	(300位以下)	55	(300位以下)

(参考) (都道府県)	(政令市)	(市)	(町村)
1 茨城県 (12)	京都 (4)	登別 (1)	芽室町 (9 北海道)
2 三重県 (16)	横浜 (28)	<u>浜田 (2)</u>	おおい町 (22 福井)
3 徳島県 (19)	堺 (51)	所沢 (3)	柴田町 (38 京都)
4 熊本県 (39)	浜松 (88)	松本 (4)	宮田村 (43 長野)
5 大阪府 (51)	北九州 (128)	一関 (6)	栗山町 (58 北海道)
6 福井県 (54)	神戸 (148)	和泉 (6)	精華町 (63 京都)
7 長崎県 (68)	千葉 (153)	いなべ (8)	那賀町 (63 徳島)
8 京都府 (74)	さいたま (179)	加賀 (10)	福島町 (68 北海道)
9 大分県 (74)	静岡 (189)	四日市 (11)	浦幌町 (74 北海道)
10 長野県 (88)	名古屋 (246)	取手 (13)	南箕輪村 (81 長野)

VI 政務活動費の活用

(1) 政務活動費とは (地方自治法)

第 100 条

14 議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

- ① 調査研究その他の活動に資するための経費の一部に対して交付される当然残部があり、それは議員報酬等で賄われるはず。
⇒ 余りは生じないはずだが、交付額の全額を使用していない議員や会派が多いのは何故か？ ⇒ 政務活動をしていない？
- ② 「調査研究」に交付額を充てる
「その他の活動」は議員報酬等で賄う
⇒ このように使用したらどうか？
もっと政策の調査研究が活性化し、政策提言等が強化されるのではないか？
- ③ 「政務活動を充てることができる経費の範囲は、条例で定める」
⇒ 議員と議会事務局だけで決めてはダメ！
⇒ 市民の目は非常に厳しいことを認識すべきだ
議員が改めなければ、議会事務局が進言すべきだ
- ④ 「その他の活動」に資するための経費は、「調査研究」につながる
「その他の活動」と認識すべきだ ⇒ 調査研究以外には余りない？
⇒ もっと「調査研究」に取り組むべきで、返還などは考えられない！

⇒ 返還せずに、まずは調査研究費で使用するべき！

○ 吉賀町議会(5千400人)

・政務活動費は、交付されていない？

・議会基本条例制定(平成25年9月)

まちづくり基本条例(平成19年制定)

○川本町議会(2千900人)

・政務活動費は、交付されていない。

・議会基本条例は、制定されていない？

VII ポストコロナ時代の議会運営

(1) 多様性のある議会 → 少なくとも「ゼロワン議会」からの脱却を!!

・女性議員が立候補しやすい環境の整備をすべき

・女性議員が過半数・・・白井市・宝塚市・杉並区・三芳町(埼玉県)

・育児休憩の創設 ・1回30分、2回まで。群馬県榛東村議会会議規則

(2) オンラインによる①委員会の開催

◎ 委員会条例の一部改正等により

(1) 災害の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により

(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により

②一般質問に限り、本会議でオンラインで行うことも可能

(2023年2月7日総務省通知) ⇒つくば市議会で実施(令和5年9月議会)

登別市議会でも実施(令和5年12月議会)

(3) オンラインによる本会議の開催

【取手市議会の事例】 ◎議会基本条例の一部改正
(情報通信技術の活用)

第 22 条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由等により議事堂に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

⇒「議会活動の継続」には、本会議の開催も含まれるのではないかな？

(4) 議員政治倫理に関する条例の制定

・審査会設置する場合、委員は議員以外の第三者から選出すべきであり、
→それならば、議会の附属機関と明確に位置付けるべきではないかな？

→ 立川市議会は、議会基本条例に附属機関を設置できる規定を追加規定し、政治倫理条例で審査会を明確に附属機関と位置付けた

(立川市議会議員政治倫理条例)

(政治倫理審査会の設置等)

第 5 条 ……審査をするため、立川市議会基本条例第 17 条に規定する附属機関として、立川市議会政治倫理審査会を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 市民 2 人以内

(2) 地方行政に関し優れた識見を有する者 3 人以内

※最近では、ハラスメント防止に関する条例の制定も目立つ。

以上。